

## 2 0 2 3 年役員選挙 全県役員（理事及び監事）の取扱いについて

### 1 理事会が必要に応じて定める「調整枠」について

役員選挙規程第 7 条 3 項の全県理事の候補者の定員区分のうち、理事会が必要に応じて定める「調整枠」は、「**当協会が役員として必要とする者**」とする。

### 2 全県理事、正会員による監事の推薦候補者の選出について

**総務委員会で協議し、調整枠の定員数 及び 推薦候補者を選出する。**

（総務委員会は 3 月 1 日に開催し、4 月 5 日の理事会で報告することとしたい。）

### 参 考

#### ○定款

（役員を設置）

第 2 2 条 この法人に、次の役員を置く。

- （1） 理事 3 5 名以上 5 0 名以内
- （2） 監事 3 名以内

#### ○役員選挙規程

（理事候補者の定員等）

第 7 条 理事候補者の定員区分は、地区と全県に分ける。候補者の数は理事会で定めることができる。

2 地区の候補者の定員は、地区毎に正会員 1 0 名までは 1 名とし、1 0 名又はその端数を増す毎に 1 名を加えた数とする。地区の区分は別表に定める。

3 **全県の候補者の定員区分**は、医師会枠及び大学枠は各 2 名以内、県立病院枠及び市立病院枠は各 1 名とし、**調整枠は理事会が必要に応じて定める。**

（監事候補者の定員等）

第 8 条 正会員による監事（以下「監事」という。）の候補者の定員は 2 名とする。

- 2 外部監事の候補者の定員は 1 名とする。